

# 事故発生防止の為の指針

社会福祉法人 萌生会  
ケアハウスあすなろ  
デイサービスセンターあすなろ

## 1. 基本方針

社会福祉法人萌生会 ケアハウスあすなろ、デイサービスセンターあすなろは、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、常に改善を行い、社会的評価を得られるよう全力をあげて運営を行う。又、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員でもって自己研磨に取り組み、事故を未然に防ぐ為に必要な知識の習得に努める。

## 2. 事故防止委員会の設置

(1) 前項の目的を達成するために、「事故防止委員会」を設置する。

(2) 事故防止委員会の構成委員

- ① 施設長
- ② 看護職員
- ③ 介護職員
- ④ 生活相談員
- ⑤ 栄養士
- ⑥ その他施設長が指名するもの

(3) 事故防止委員会の開催

- ① 定期的に 3 ヶ月に 1 回開催し、介護事故発生の未然の防止、再発防止等の検討を行う。
- ② 重大事故発生時等の際には、早急に委員会を開催する。

(4) 事故防止委員会の役割

- ① マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書の整備
- ② ヒヤリハット報告、事故報告の分析及び改善策の検討
- ③ 検討された改善策を実施するため職員に対して周知徹底を図る

## 3. 職員研修に関する基本方針

介護事故発生防止の基礎的内容等、適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図る為年 2 回の職員研修の実施を行うと共に介護職員採用時には研修を行う。

## 4. 介護事故等発生時の報告の基本方針

発生した事故等に関しては、事故報告書を速やかに作成し、事故発生の周知を行う。  
又、ヒヤリハット報告書にて、危険因子の分析等を行うと共に未然防止に努める。

## 5. 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

### (1) 利用者への対応・事故処理

介護サービスを提供する上で、事故等が発生した場合、利用者に対し必要な措置を講じるなど、速やかな対応と迅速適切な事故処理を行う。事故に対して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要がある時は、速やかに応じるものとする。

### (2) 家族等に対する報告・説明

利用者に事故等が発生した場合、指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。

又、事故の概要・経過については適切な説明が行えるよう努める。

### (3) その他の連絡・報告

担当医・サービス事業所等に連絡し、縣市町村に対して介護事故等の必要な報告を行う。

## 6. 事故発生の防止の為の指針の公表

ケアハウスあすなろ、デイサービスセンターあすなろの「事故発生の防止の為の指針」は、利用者及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにする。

附則

平成20年12月13日より施行する。